

石川県造林補助事業竣工検査内規

(令和2年4月1日森管第121号)

最終改正(令和5年3月24日森管第2680号)

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 石川県造林補助事業実施要領（以下「要領」という。）第7に規定する造林事業竣工検査（以下「検査」という。）は、要領の規定によるほか、この内規の定めるところによる。

(検査員)

第2条 検査は、農林総合事務所長の命ずる検査員及び、所長が必要と認めたときは、農林水産部長の命ずる検査員が行う。

2 検査員は、厳正かつ公平に検査を行わなければならない。

(検査の対象)

第3条 検査は、申請のあった施行地1ヵ所（一申請の枝番単位）ごとに行う。

(検査の認定)

第4条 検査の結果、当該施行地が要領の規定に適合しないものであるときは、竣工と認めず、不合格又は一部不合格である旨を申請者に通知する。

2 前項の不合格又は一部不合格である施行地で当該年度内における一定期間内に手直しを行ったものについては、再検査を行う。

(検査調書)

第5条 検査員は、検査した事項を検査野帳（別記様式1）に整理し、検査調書（別記様式2）を作成の上、これに自らの氏名を記入する。

(検査調書等の保存)

第6条 検査調書及びこれらに関する書類等は、事業の終了の翌年度から起算して5ヵ年間保存する。

第2章 検 査

第1節 共通事項

(検査の趣旨)

第7条 検査は、その内容が要領に定める採択要件に合致していることを確認することを旨として行う。その際、施業の実施状況等、申請書により確認できない事項は、現地にて確認する。ただし、要領の第6の（2）のアの（カ）の規定によるオルソ画像等が添付された申請の場合は、第9条から第12条まで及び第17条から第25条までに定める内容について、オルソ画像等で確認可能な場合は、現地での確認を省略できる。

(GIS 等の活用)

第8条 検査に合格した施行地については、当該施行地の位置、区域、面積（検査により確定した面積。以下「査定面積」という）等を GIS 等で管理し、次回以降の補助金交付申請及び検査に活用する（GIS 等で管理し活用できる情報について以下「GIS 等登録情報」という）。

2 GIS 等登録情報のある施行地について申請があった場合、申請された施行地と当該施行地が同一であることを確認し、査定面積等に GIS 等登録情報を利用する。

(施行地の位置確認)

第9条 申請書に記載された施行地の位置については、県の保有する森林計画図、地球測位システム（GNSS）、GIS 等で確認する。

(施行地の区域確認)

第10条 申請書に記載された施行地の区域については、周辺林地の林地況等により確認する。

2 施行地として認める区域は、現に施業対象となる樹種が植栽されている、又は、地拵が完了している区域とする。
3 森林整備のうち、地表かき起こし、不用木の除去等一定の区域の一部に対して施業を行う場合、当該施業と一体として取扱う樹木を包括する森林の区域を施行地の区域とする。

(除 地)

第11条 施行地内の植栽不可能地であって 1 カ所の面積が原則 0.01ha 以上であるものは除地とし、査定面積に含めないものとする。なお、広葉樹や枯死木、樹洞木等を生物多様性の観点から主伐時に単木的に保残することで生じる植栽不可能地については、1 カ所の面積が 0.01ha 以上であっても査定面積に含めることができるものとするが、その場合の植栽不可能地の面積は合計 1ha 当たり 0.1ha を超えないものとする。

(測量成果・面積の確認)

第12条 第8条2項の GIS 等登録情報がない場合、又は、同項において同一と認められなかった場合は、以下のいずれかの方法により、測量成果及び面積を確認する。

- (1) コンパス等による測量の場合は、2 個以上の測線又は対角線並びに方位角及び高低角を計測し、測量野帳等のデータの精度を確認する。なお、許容される誤差の限度は、方位角及び高低角各 2 度、距離 5/100 とする。また、必要に応じて測量野帳等から面積の再計算を行う。
 - (2) GNSS 等による測量の場合は、2 箇所以上の測点を計測し、測量野帳等のデータの精度を確認する。なお、許容される精度は 3m 以内とする。また、必要に応じて測量野帳等から面積の再計算を行う。
 - (3) オルソ画像等による場合は、提出されたオルソ画像とシェープファイルを GIS 等で比較し、施行地の位置等に差異がないことを目視で確認する。
- 2 前項による結果が、誤差の限度を超えるときは、検査員は申請者に再測量等を命じるものとする。
- 3 以上のほか、細部運用については、別記に定めるものとする。

(施業間隔及び重複申請の確認)

第 13 条 除伐、保育間伐、間伐及び更新伐の施行地においては、過去 5 年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐及び更新伐を実施していないことを確認する。なお、花粉発生源植替えの施行地については、過去 5 年以内に国の森林環境保全直接支援事業(特定森林再生事業の場合はおおむね過去 10 年以内)、及び過去 20 年以内にいしかわ森林環境基金事業による森林整備を実施していないことを確認する。

また、同一の施行地における同一の事業内容について、他の国庫補助事業を含めて複数回の申請がされていないことを確認する。

(森林所有者及び造林地の地番)

第 14 条 造林地の森林所有者及び地番を確認し、その確認方法を検査野帳に記入する。

(事業主体等の確認)

第 15 条 事業主体の要件等について、以下の書類等により確認する。また、事業の実施に同意していることについて、無作為に抽出した森林所有者等に対して確認する。

(1) 事業主体としての要件を満たしていること。

ア 計画策定者等が森林経営計画等に基づいて行った施業に係る申請の場合は次の書類等

(ア) 認定された森林経営計画等

(イ) 人工造林及び樹下植栽等については、伐採及び伐採後の造林の届出書の写し又は森林経営計画等に係る伐採等の届出書等の写し若しくは伐採及び伐採後の造林の届出を要しなかったことを示す書類等

(ウ) 間伐及び更新伐については、集約化実施計画の承認番号(森林経営計画に基づく間伐及び更新伐の施行地のみで要領第 4 の 1 の(1)に定める事業規模等の要件を満たす場合を除く。)

イ 国の特定森林再生事業のうち、森林緊急造成及び被害森林整備並びに重要インフラ施設周辺森林整備に係る申請の場合は、森林所有者等との間で締結した協定書の写し

ウ 事業主体が森林法施行令第 11 条第 7 号に掲げる特定非営利活動法人等である場合は、施業実施協定書の写し

エ その他、事業主体の要件を満たすことを示す団体の規約の写し等

(2) 事業主体が森林所有者でない場合又は分収林契約に基づく造林者又は育林者として事業を実施する者である場合において、当該事業を実施する権限を有していること。

ア 森林所有者との受委託契約により事業を実施した場合は受委託契約書の写し(事業主体が森林経営計画又は森林施業計画の認定を受けた者である場合を除く。)

イ 森林所有者等による整備が進み難い森林等について、分収方式による森林施業、同方式解除後の森林施業又は市町村のあっせんによる森林施業を実施した場合は分収林契約等の写し

ウ その他、事業主体が事業を実施する権限を有することを示す協定書、同意書の写し等

(3) 要領第 6 の 1 の(3)により代理申請が行われた場合又は事業主体が事業主体以外の者に委託若しくは請け負わせて作業を実施した場合には、当該委任等の関係が存在すること。

ア 事業主体からの代理申請に係る委任状の写し

イ 事業主体と作業を実施した者との委託又は請負契約書の写し

- (4) (1)～(3)における契約書、協定書、同意書等については、原則として森林所有者等の自筆署名によること（ただし、契約日が平成30年4月1日以降のものに限る。）。

（現場監督費及び社会保険料等の確認）

第16条 現場監督費及び社会保険料等の間接費を加算する施行地においては以下を確認する。

- (1) 現場監督費（現場労働者が雇用者により実施された場合）及び社会保険料等に係る労災保険料等の加入状況については、社会保険等の加入状況調査表に基づき、保険料の払い込み済み証明書等により確認する。
- (2) 現場労働者の中に個人受託者が含まれる場合にあっては、当該個人受託者に対する実質的な管理・監督の状況の記録を確認する。

第2節 施業種ごとの検査事項

（人工造林及び樹下植栽等の検査）

第17条 人工造林及び樹下植栽等については、次により確認する。

- (1) 地拵については、伐採及び刈払並びに倒木、刈払物の整理が、その後の保育作業の実行に支障がなく成林可能な程度に実施されているかどうかを確認する。
- (2) 植栽本数については、次のいずれかの方法（以下「本数検査法」という。）により確認する。
- ア 施行地内の任意の植列において植栽木11本の間の延長及びその植列に直角の方向に11列の間の延長をそれぞれ計測し、苗間列間距離の平均値を求め、早見表により植栽本数を算出する方法又はこれに類する方法。
- イ 施行地内の標準地とみなされる任意の場所に面積100m²を基準として設定した区域内の全植栽本数を計測する方法。標準地は、10m×10mの方形枠又は、竿等を用いて設定する計100m²以上となる1個以上の円等とする。
- (3) 枯損率については、本数検査法による検査対象本数の内の枯損苗の本数を計測し、枯損苗本数／植栽本数により算出する。
- (4) 枯損率が20%未満であるときは、本数検査法によって確認した植栽本数を検査の合格本数とし、枯損率が20%を越えるものは竣工と認めないものとする。
- (5) 1施工地に適用標準単価の異なる2樹種以上が植栽されている場合には、計測又は本数比により面積を按分して区分する。
- (6) 苗木については、苗木受払簿等により樹種及び本数を、苗木以外の資材については購買伝票等により商品名及び数量を確認する。
- (7) 樹下植栽等の施業のうち、地表かき起しについては、地表かき起しの状況を確認するとともに、支障木除去、不良木淘汰及び不用萌芽の除去については、本数検査法により検査する。
- (8) 補植については、補植前の枯損率を写真等により確認するとともに、補植状況について本数検査法により補植率（補植本数／補植後の植栽本数）を確認することに加え、苗木受払簿等により購入した苗木の本数が補植本数を上回っていないことを確認する。

（下刈りの検査）

第18条 下刈りについては、雑草木により植栽木の生育を阻害しないように刈払いが行われているかを確認する。

(雪起こし及び倒木起こしの検査)

第 19 条 雪起こし及び倒木起こしの本数については、本数検査法により、雪起こし本数率（雪起こし本数／現存生立本数）及び倒木起こし本数率（倒木起こし本数／現存生立本数）を確認する。査定面積は、雪起こし本数率又は倒木起こし本数率×被害区域面積により求める。

2 被害区域面積は、被害木のある森林面積とし、小班又は同一の施業が可能な区域を単位する。

(除・間伐及び更新伐の検査)

第 20 条 除伐、保育間伐、間伐及び更新伐の不良木の淘汰の本数については、本数検査法により確認する。

2 不用木の除去及び不良木の淘汰後の枝払、玉切、片付の実施率については、前項の検査区域内（不用木の除去のみを実施した施行地にあっては、本数検査法により設定する区域内）において確認する。

3 間伐及び更新伐における伐採木の搬出材積については、原則として出荷先の入荷伝票、出荷伝票等により確認する。ただし、これにより難い場合は、はい積写真及び検知野帳等により確認する。

(保育間伐の検査)

第 21 条 気象害等を受け不良木となった林分を除き 7 歳級（天然林にあっては、12 歳級）を超える林分で行った保育間伐については、前条の本数検査法に加え、平均胸高直径調査表に基づき、伐採した不良木の胸高直径の平均が 18 cm 未満であることを確認する。

(枝打ちの検査)

第 22 条 枝打ちの検査は、林木の健全な成長を確保するための適切な作業配慮をもってなされているかを旨として行い、第 24 条に定める施行地の面積当たり 1 本以上の枝打ち後の枝打高の確認を行うものとする。

(付帯施設等整備の検査)

第 23 条 付帯施設等整備については、県の標準設計仕様と同等以上の効果が発揮できることを確認する。

2 当該付帯施設等整備と一体的に実施するとしている施業が、現に実施又は予定されていることを確認する。

3 鳥獣害防止施設等整備及び荒廃竹林整備の場合は、本数検査法により確認する。

(標準地の設定)

第 24 条 現地検査における 1 施行地ごとの標準地調査箇所数は次のとおりとする。

- (1) 1 ha 未満 1 カ所以上
- (2) 1 ha 以上 5 ha 未満 2 カ所以上
- (3) 5 ha 以上 10 ha 未満 3 カ所以上
- (4) 以降、5 ha 増すごとに 1 カ所以上追加するものとする。

(森林作業道の検査)

第 25 条 森林作業道については、「石川県森林作業道実施要領」に規定する必要な項目を確

認する。

2 当該森林作業道と整備と一体的に実施するとしている施業が、現に実施又は予定されていることを確認する。

(林齢の検査)

第 26 条 林齢については、当該施行地の植栽時の検査調書等、森林簿又は伐根の年輪等により確認する。

(衛生伐の検査)

第 27 条 衛生伐の検査については、検査対象地内の全伐倒木に番号を附し、番号を記載した一覧表より任意の番号を抽出し、対象となる伐倒木の伐根を確認する方法により検査するものとする。なお、伐根については、その直径が施業前に測定した胸高直径以上となっていることを確認する。ただし、伐倒木数の 100 分の 1 以上となる木数を抽出することとし、最低抽出木数は原則として 3 本以上とする。

2 第 1 項における検査に加え、被害木の処理状況について、処理されていない被害木が残されていることを目視により確認する。また、林内で破碎する場合については、破碎後の材の厚みを、1 施行地あたり 1 方所以上において確認する。

3 材積については、次により確認する。

- (1) 被害木の枝条等を含む総材積は、毎木調査による立木幹材積の 1.2 倍とする。
- (2) 林外に搬出してチップ工場等において破碎等の処理を実施した場合は、チップ工場等の受入伝票及び破碎済証（別記様式 3）またはこれに替わる証拠書類を確認する。

(その他の検査)

第 28 条 その他、規定のない施業種については、当該施業の目的とする効果が發揮できることを確認する。

第 3 節 現地での確認

(現地確認の手法)

第 29 条 第 7 条の規定により現地確認を行う場合は、次により実施する。なお、信頼性を確保するため、無作為抽出の方法は乱数表によるなど、無作為抽出の徹底に留意するとともに、抽出に当たって農林総合事務所森林部以外の職員等が行う。

(1) 間伐及び更新伐の施行地であって、要領第 4 に定める事業規模等の要件を満たす施行地のまとまり（以下「申請単位」という。）の数に応じ、次の方法により抽出された施行地にて実施する。

ア 申請者の 1 申請に係る申請単位の数が 1 つである場合は、当該申請に係る施行地数の 1/10 以上に相当する数の施行地を無作為に抽出した施行地

イ 申請者の 1 申請に係る申請単位が複数ある場合は、下記のとおり申請単位数に応じて無作為抽出し、その無作為抽出された検査対象申請単位において、1 申請に係る総施行地数の 1/10 以上に相当する施行地を無作為に抽出した施行地（ただし、無作為抽出された検査対象申請単位の施行地数の合計が、総施行地数の 1/10 に満たない場合は、検査対象申請単位を無作為により追加）

申請単位	検査対象申請単位
2～4	2
5～8	3
9～	4

- (2) 人工造林及び花粉発生源植替えの施行地であって、1 施行地面積が 1.0ha 未満（樹下植栽等については、3.0 ha 未満）のものについては、当該施行地のうち無作為に抽出するその 1/10 以上に相当する数の施行地にて実施する。
- (3) (1) 及び(2)以外の施行地であって 1 施行地面積が 5.0ha 未満のものについては、当該施行地のうち無作為に抽出するその 1/10 以上に相当する数の施行地にて実施する。
- 2 前項により現地確認を実施した施行地の検査調書には「現地確認」と記入し、施業図又は検査調書に下記事項を朱線で記入する。ただし、GNSS 等による位置情報データが記録された検査写真等により検査位置を特定することが出来る場合は、当該データを整理し、朱線と同程度の可読性を担保することで省略することができる。
- (1) 検査員が検査のため踏査した経路
 - (2) 検測した線又は検測点
 - (3) 標準地又は検定した苗間列間のおよその位置
- 3 現地確認において疑義が認められた場合は、前 1 項を適用しない。
- 4 一現地確認対象地（施行地 1 カ所）が複数の分散した箇所で構成される場合にあたっては、分散された箇所を一団のものとして考えるが、その現地確認については、下記のとおり箇所数に応じて無作為抽出し、その無作為抽出された検査対象箇所について、所定の検査方法に従い実施するものとする。なお、無作為抽出の方法については、同条第 1 項に準ずるものとする。

箇所数	検査対象箇所数
2～4	1
5～8	2
9～	3

5 現地確認については、検査業務の円滑化など必要な場合には申請前に実施できるものとする。ただし、その場合は、事業主体から別記様式 4 による竣工届を提出させ、上記規定に基づき実施するとともに、その結果を申請後の検査調書に添付するものとする。

（現地確認の体制）

第 30 条 現地確認を行う場合は、その信頼性等を確保するため、2 名以上の体制により実施する。ただし、GNSS の位置情報等を活用して確実に現地確認を行ったことが確認できる場合は、1 名での体制による実施する。

（立会）

第 31 条 現地確認は、原則として申請者若しくは代理申請者又はそれらの代理人を立会させて行う。

（写真）

第 32 条 現地確認を行った際には、検査員及び立会人並びに検査状況（測量成果の検査状況、伐採本数、施行状況等）の写真を撮影し、検査調書に添付しておくものとする。なお、これらの写真は、原則として GNSS 等による位置情報データが記録されたものとする。

(情報公開の推進)

第 33 条 森林整備事業に関する情報公開について、事業の透明性、客觀性確保の観点から、竣工検査の信頼性を確保するために行う無作為抽出の確認方法等について、県ホームページ等効果的な手法により広く公表に努める。

附 則

- 1 この内規は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。